

平成 29 年 9 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 AKIBA ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 下津 弘享
(JASDAQ・コード番号 6840)
問合せ先 取締役管理本部長 五十嵐 英
(TEL. 03-3541-5068)

(訂正) 第 35 回定時株主総会招集ご通知の一部訂正について

平成 29 年 9 月 14 日付でご送付申し上げました「第 35 回定時株主総会招集ご通知」について、一部訂正すべき事項がございましたので、お詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり訂正させていただきます。

記

1. 訂正の箇所

第 35 回定時株主総会招集ご通知 37 頁から 40 頁まで
株主総会参考書類 第 3 号議案 取締役 2 名選任の件の (注) の一部
株主総会参考書類 第 4 号議案 監査役 2 名選任の件の (注) の一部
株主総会参考書類 第 5 号議案 補欠監査役 1 名選任の件の (注) の一部

2. 訂正の内容

訂正箇所は下線を付して表示しております。

(訂正前)

第 3 号議案 取締役 2 名選任の件

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 後藤憲保氏は、社外取締役の候補者であります。同氏を社外取締役の候補者とした理由は、他の会社でのリスクマネジメントや監査業務での経験が豊富で、また、CIA (Certified Internal Auditor)、内部監査士等の資格も有しており、その見識を当社のガバナンス体制の強化に活かしていただくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

第 4 号議案 監査役 2 名選任の件

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 中川英之氏は、社外監査役の候補者であります。同氏は公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

第 5 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 藤浪努氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏を補欠の社外監査役候補者として選任する理由は、弁護士としての専門的な見識を当社の監査に反映していただくためであ

ります。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

(訂正後)

第3号議案 取締役2名選任の件

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 後藤憲保氏は、社外取締役の候補者であります。同氏を社外取締役の候補者とした理由は、他の会社でのリスクマネジメントや監査業務での経験が豊富で、また、CIA (Certified Internal Auditor)、内部監査士等の資格も有しており、その見識を当社のガバナンス体制の強化に活かしていただくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
3. 本議案が原案どおり承認可決され後藤憲保氏が取締役に選任された場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、金100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

第4号議案 監査役2名選任の件

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石本圭司氏及び中川英之氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由について
- (1) 石本圭司氏を社外監査役候補者とした理由は、他社での監査役としての経験が長く、かつ、通信業界において豊富な知見を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- (2) 中川英之氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 本議案が原案どおり承認可決され石本圭司氏及び中川英之氏が監査役に選任された場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、金100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤浪努氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏を補欠の社外監査役候補者として選任する理由は、弁護士としての専門的な見識を当社の監査に反映していただくためであります。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
3. 藤浪努氏が社外監査役に就任した場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、金100万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

以 上